

## 第 4 回 100条調査特別委員会

|            |  |         |      |             |
|------------|--|---------|------|-------------|
| 日 時        | 令和4年12月6日（火）   |         |      | 午後 1時30分 開会 |
|            |  |         |      | 午後 5時20分 閉会 |
| 出席委員       | 委員長  | 丹 尾 廣 樹 | 副委員長 | 帰 山 明 朗     |
|            | 菅 原 義 信<br>奥 村 義 則<br>江 端 一 高<br>林 下 豊 彦   |         |      |             |
| 欠席委員       | 木 村 愛 子  |         |      |             |
| オブザーバ<br>ー | 議長 石 川 修   |         |      |             |
|            | 副議長 佐々木 一弥   |         |      |             |
| 証 人        | 森 川 正 富  |         |      |             |
| 弁 護 士      | 井 花 正 伸  |         |      |             |
| 事務局職員      | 議会事務局長 九 島 隆<br>議会事務局次長 熊 野 正 章<br>議会事務局参事 高 橋 藤 憲<br>議会事務局次長補佐 貫 井 美 鈴<br>議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳 |         |      |             |

開会 午後1時30分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第4回100条調査特別委員会を開会いたします。

欠席の連絡がありましたので御報告いたします。木村委員から欠席の届出が出ております。

本日は、初めての証人喚問でございます。皆様、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出が出ております。鯖江市議会委員会条例第19条1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 入ってもらう前に1点だけ確認したいんですが、前回の委員会の中で、証人喚問の際の映像の取扱いについては基本的に全面可とするけれども、事前に委員長のほうで証人に確認してかかって、また考えるというふうな申合せだったと思うんですけども、その点については、事前の確認の結果というのはどうなっているか教えていただきたいんですが。

○委員長（丹尾廣樹君） 確認するようになっております。

○8番（帰山明朗君） 委員会の場で確認されるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 事前に証人の方に確認するようにしております。事前にとというのは、ここへ入室前に確認するようにしております。

○8番（帰山明朗君） 委員長も確認されるのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今日はもう確認済みであります。

○8番（帰山明朗君） 確認ってまだしていないでしょう。

○委員長（丹尾廣樹君） 事務局で確認したところオーケーということでございます。

○8番（帰山明朗君） そうですか。分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、先ほどの入室の許可につきまして、御異議なしとのことがありましたので、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。どうぞお願いします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられております。今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関によるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと考えており

ますが、本日はこの後、証人喚問がございます。

証人喚問につきましては、証人が証言しやすい環境づくりをすることに主眼を置いた運用を取るよう心がける必要がございます。事前に協議をさせていただきましたとおり、証人の意見を聞いた上で可とするか不可とするかを判断してまいります。

本日の証人であります森川正富氏に事前に確認いたしましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては、問題ありませんとの回答をいただいております。それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって報道機関によるカメラ撮影については可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、同規則に基づき傍聴人は、私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思います。

ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただくこともありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時39分

○証人（森川正富君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

森川証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の

職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

○証人（森川正富君） いいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 傍聴人および報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

（全 員 起 立）

○証人（森川正富君） 宣誓書、良心に従って事実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年12月6日。森川正富。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

○証人（森川正富君） 宣誓書に署名

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、森川証人から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは森川正富さんですか。

○証人（森川正富君） はい、森川正富です。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については事前に記入していただいております。確認事項記入表のとおり間違いございませんか。

○証人（森川正富君） はい、間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。森川証人は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について伺います。

公正取引委員会近畿中国四国事務所へ告発を行ったことは事実ですか。

○証人（森川正富君） はい、間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 告發文書を送付したのは、令和4年2月で間違いはないですか。

○証人（森川正富君） はい、間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 告發文は、森川証人が1人で作成されたものですか。

○証人（森川正富君） 作成は1人ですけども、二、三人と相談をしながら書きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川証人から鯖江市議会議長宛ての通知文において、「3月初旬頃までに結論なき場合には、公正取引委員会・近畿中国四国事務所へ出向き、直談判します」とありますが、出向されましたか。

○証人（森川正富君） コロナ禍の時代であったので出向いておりません。電話で打合せをしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 出向いていないと言うなら、その後の交信はあったということですか。

○証人（森川正富君） もう一度おっしゃってください。

○委員長（丹尾廣樹君） その後の交信。

○証人（森川正富君） 交信は二、三回やっています。

○委員長（丹尾廣樹君） 公正取引委員会がこの件で調査を開始したのか、森川証人は御存じですか。

○証人（森川正富君） そこまでは、私は分かりません。

○委員長（丹尾廣樹君） 公正取引委員会へ告発を行う際に提出したとされる書類と、議長へ提出された書類は同一のものですか。

○証人（森川正富君） 同一です。

○委員長（丹尾廣樹君） 告發文において「新炉建設事業、新ごみ焼却施設の件で、昨年

の1月頃に玉邑市議会議員の呼びかけで佐々木市長と面談し、清水組と話合いの場を持ちました」とありますが、その場とはどこのことですか。

○証人（森川正富君） 場所ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

○証人（森川正富君） それは、私はその場所までは詳しいことは知りません。

○委員長（丹尾廣樹君） また、その場に何人いたのか知っていますか。

○証人（森川正富君） 知りません。

○委員長（丹尾廣樹君） 貴殿はその場に同席していなかったということですが、この集まりのことをどのように知ったのですか。

○証人（森川正富君） それは清水組の会長から聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） その場での話の内容を詳細に記載していますが、その内容をどのように知ったのですか。

○証人（森川正富君） それも清水組の会長から聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） 市長からの「実績あるメーカーと組んで、ぜひとも入札に参加してほしい」との要請を受け、既存メーカーの荏原製作所よりも、全国で流動床式に実績がある神鋼環境ソリューションに打診したとありますが、それはいつ、誰が、どのような方法で打診したのですか、御存じですか。

○証人（森川正富君） それは神鋼のほうが打診していると思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 打診を受けた後、神鋼環境ソリューションは参加を決定したとありますが、誰が入札参加の意欲を示し、入札の決定をしたのですか。

○証人（森川正富君） それは神鋼と清水組とオタ建設です。

○委員長（丹尾廣樹君） また、森川証人はどのようにその事実を知ったのですか。

○証人（森川正富君） 詳しいことは神鋼と清水組から聞きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼環境ソリューションは、市長、中村副市長および組合局長にも面談し、何回も会議を重ね、新炉建設においてのいろいろな提案を行った結果、150から170億円から120億円に縮小されたとありますが、森川証人はその事実をどのように知ったのですか。

○証人（森川正富君） それは神鋼の営業マンから聞きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川証人は、いろいろな提案の内容を知っていたのですか。

○証人（森川正富君） それは技術的なことが絡みますから、直接は知りません。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川証人は、入札価格が120億円に縮小されたことについて、いつ、誰から聞いたのですか。

○証人（森川正富君） その時期は明確ではありませんが、神鋼の営業マンから聞きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川証人は、売電額が荏原製作所よりも月額130万円高くなることについて、いつ、誰から聞いたのですか。

○証人（森川正富君） それもいつと言われると明確じゃありませんが、時期のことは私、

明確に覚えておりませんが、売電額の高いというのは神鋼の営業マンからお聞きしました。

○委員長（丹尾廣樹君） その後、神鋼環境ソリューションが努力した営業内容の数々が荏原製作所側に漏えいされたとありますが、いつ、誰が、どのように漏らしたのですか。

○証人（森川正富君） 詳しいことは分かりませんが、それも神鋼の営業マンからお聞きしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川証人は、その事実をどのように知ったのですか。

○証人（森川正富君） それも神鋼の営業マンから聞きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 昨年10月に施設組合より発表された要求水準書には、神鋼環境ソリューション側からの提案した内容は、何ら反映されませんでしたとありますが、具体的にどのような提案が反映されなかったのですか。

○証人（森川正富君） 詳しいことは分かりませんが、それも神鋼からお聞きしました。

○委員長（丹尾廣樹君） 施設組合議会の資料には、不適切に何か所も改ざんされた形跡がありましたとありますが、それはどの資料のどの部分が改ざんされたとお思いですか。具体的にお示ししていただきたいと思います。

○証人（森川正富君） ここでちょっと詳しいことは分かりません。それも詳細は、その当時は神鋼の営業マンからお聞きしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 告発文の中に「事前に荏原製作所が落札するように事が進み、内容が漏れている疑惑がありました」とありますが、何が漏えいされたのですか。

○証人（森川正富君） それは技術的なことだと思うので、詳しいことは分かりません。それも神鋼から聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼環境ソリューション側は、到底対抗できる内容ではないと不参加を表明したとあります。不参加を表明したのは誰なのですか。

○証人（森川正富君） それは神鋼のトップというか、現場を預かるトップの人だと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 到底対抗できる内容ではないとは、どういうことなのですか。

○証人（森川正富君） それも詳しいことは分かりません。あくまでも環境メーカーの神鋼です。

○委員長（丹尾廣樹君） 11月下旬、市長から清水組に電話があり、荏原製作所側に下請に入り、オール鯖江でやろうと誘いがありましたが、毅然と断りましたとありますが、森川証人は同席していたのですか。

○証人（森川正富君） おりました。

○委員長（丹尾廣樹君） なぜ清水組に同席していたのですか。

○証人（森川正富君） それは市長のほうから、オタ建設と相談をして、たしか私の記憶では11月28日の日曜日だったと思います。そして、オタ建設と相談をして、翌日の月曜日の正午までに連絡をしてくれという電話が入ったので、うちと企業体を組む予定であった清水組が私に電話を入れてくれて、同席をしました。

- 委員長（丹尾廣樹君） この文章の中で、毅然と断ったというのは誰なのですか。
- 証人（森川正富君） それは清水組の会長と私とで相談をして、初めには入札に参加してくれという要望があつて、途中で変わったものですから、それで清水組の会長が毅然と断ったということです。
- そして、補則ながら、それも参考のために一応テープで取っております。
- 委員長（丹尾廣樹君） 次の質問に移ります。
- 要求水準書が公表されるまでの経緯で、不審な点があつたとの不穏なうわさが流れとありますけれども、それはどのようなうわさだったのですか。
- 証人（森川正富君） それは、いろいろな、うわさというのはあれですけど、だからうちの越前町でも、その当時、内部調査委員会が開かれて、うちの役場の職員も何回か出かけておりますから、それで私もその不穏なうわさというのを耳にしました。
- 委員長（丹尾廣樹君） そうすると、誰が言っていたというようなことでは特定はできない、みんな言っていたということですか。このうわさを誰が言っていたということですか。
- 証人（森川正富君） 誰がつて明確にはあれですけども、いろんな、多種多様で、役場の職員の人からもちよつとおかしいなというような話は聞きました。
- 委員長（丹尾廣樹君） 「一連の水準書内容の改ざんについては、市役所、施設組合側およびコンサル側の不審な言動が水面下で行われたのではとのうわさも聞きました」ともございますが、具体的にどこがどのように改ざんされたとお思ひですか。
- 証人（森川正富君） それは技術的なこととか、営業所の問題とか、地元企業の貢献とか種々ありますが、それはやっぱり神鋼のメーカー側です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 最初に具体的にはどのようなこの種のうわさを。
- 証人（森川正富君） そこまで細かいことは分かりません。
- 委員長（丹尾廣樹君） 以上で、告発文における森川証人に対する私からの尋問は終了したいと思います。なお森川証人には告発文の内容以外で、その他、本件に関連し不審に思われていることなどがありましたら、ここで簡潔に御発言いただいて結構です。
- 証人（森川正富君） それは一番最後で駄目なんですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） それで結構です。
- 証人（森川正富君） じゃ、一番最後にちよつとお時間をいただいて。
- 委員長（丹尾廣樹君） この委員の皆さんの。
- 証人（森川正富君） そうです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 後ということですか。
- 証人（森川正富君） はい、後で結構です。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で私からの主尋問は終わりといたします。
- 次に、委員会で用意された22番および23番の質問事項2を含めて関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。
- それでは、帰山委員。

○8番（帰山明朗君） それでは、森川証人、今日はお忙しいところ、証人席に来ていただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうからも何点かお伺いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、今回100条調査の動議に出されました、特に調査事項の1番、新ごみ焼却施設等整備・運営事業等の経緯と疑義に関わる事項に関しては、森川証人が公正取引委員会に先ほど提出されたとされる文書の内容が大変重要な意味合いを占めているものと思っています。

そうした中で、今日、るるお伺いさせていただいているのは、その文書の内容の正確性であったり、もしくは事実性であったりについて、私は特に確認をさせていただきたいと思っています。

そんな中でまず1点お伺いしたいと思います。

告発文は、森川氏が1人で作成されたものですかということの先ほどの委員長からの質問に対しまして、二、三人で相談して書いたものだというふうに先ほど森川証人はお答えになっておられますけれども、森川さん以外に相談されたというのは具体的にどなたと相談されましたか。

○証人（森川正富君） 文書をまとめて公正取引委員会に投函したのは私です。

文書をまとめるに当たっては、まずは清水組の会長、それと神鋼のほうとも話をしております。

○8番（帰山明朗君） あともう一点、こうしたことの中で、森川さんが神鋼ソリューションさんと清水組の会長と相談して書かれたこの告発文の内容について、先ほどるるその中身の詳細な部分についてお尋ねがあったときには、基本的には技術的なことに関しては、神鋼ソリューションの営業マンから聞いたという御証言、そしてまたもう一点は、清水組の会長から聞いたということがあったと思います。

基本的に森川氏自身がお場におられて経験された事実といいますと、先ほど電話を受けられたときに同席されたということについては、お場におられてお場で聞いたということをお尋ねされておりますけれども、それ以外のことに関しては、先ほどの委員長からのお尋ねについては、森川さんが聞いたことだと。伝聞したことだという認識でよろしいでしょうか。

○証人（森川正富君） それで結構です。

○8番（帰山明朗君） あともう一点お伺いしたいと思います。

先ほど公正取引委員会から、調査を始めたかどうかについて直接は知っていないということがありましたけれども、公正取引委員会自身も私も法的に詳しくはないんですが、少しこうしたことの中で調べますと、もちろん法にのっとりまして、事実があったときには、誰もが公正取引委員会にその事実を報告することができる。森川氏がこうして発言をして告発をされたということがそれに当たると思います。

そうした中で、その報告に係る事件についてどういう措置を取ったか、もしくは取ら

なかったかについては、その報告書に通知をすることになっているというのが、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第45条に示されているんですけども、こうして告発、公正取引委員会に文書を出されてから後に、公正取引委員会から連絡は1回もなかったんでしょうか。

○証人（森川正富君） なかった。私のほうから電話しています。

○8番（帰山明朗君） 電話されたときにその告発の調査を始めた、始めない、調査を始めたかどうか知り得る事実というのはありましたか。

○証人（森川正富君） それは今現在ないです。

○8番（帰山明朗君） 私のほうからもう一点お伺いしたいと思います。

この告発されて、私どものほうに、記録として提出をいただいた1番と2番の文書です。

広域衛生施設組合議会の議長宛てに出されたというかがみの文書と、そしてもう一点は、公正取引委員会の四国事務所に出了たとされるかがみの部分と、あと残り本文があるんです。

実は今回問題となっている広域衛生施設の焼却炉事業に関しては、事務的には広域衛生施設組合の事務が取り扱うことということで、その組合議会の中でも議論されているんですけども、その組合議会の中でも、議長のほうから、こうした公正取引委員会に係る文書が提出されたので、こうしたことの進捗について、皆様にも確認をしたいということで我々議員に対して示された文書があります。

これも今年の春に、森川さんが公正取引委員会へ出されたと同時期に出ているものなんですけども、そのときについては、我々に示された資料では、公正取引委員会の調査に差し障りがあるかもしれないということで、議長が配慮される中で、個人名そして企業名については、白塗りしてアルファベットにされたということでありましたし、その時期にそうした取扱いをされるのは、適当なことではないかと私も議員として考えております。

その中で確認したいのが、今回提出していただいた記録と、組合議会に提出された記録文書について、4行ほど欠落している部分がありまして、同じ文書ではないんですが、その欠落している部分とか文書の内容について何か違いがあるというのは、最初、組合に出された文書と後ほど我々に記録に提出された文書、ここの100条調査委に出されたものと何か違っているものが2つあるんでしょうか。

○証人（森川正富君） いや、私はそれ、文面を3つ、4つ作っておりますから。公正取引委員会には1つですよ、提出したのは。だけど、3つ、4つ作っておりますから、じゃ、一遍ちょっとお示し下さい。

○8番（帰山明朗君） 証人のほうから、その資料を示してほしいということがありましたので、立ち上がりまして、今回の提出記録と私が持っているその記録との違いを確認していただくために、立ち上がって証人の近くに行っても問題ないでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 問題ないと思います。

○8番（帰山明朗君） こちらについて、こういう形で出されて、先ほど申し上げたとおり、こういうふうな形で白抜きしてC、Dってなっていると思うんです。

具体的に申すと最後の部分なんですって。私がもらった資料にはある4行が、事前に提出されたここにはないということについて、今確認をさせて……。

○証人（森川正富君） 分かりました。これは、私が石川議長に渡しているのは、これは間違ってお渡しして、公取にはこの文章のやつを出しております。それは間違いないです。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうしますと、今、少なくとも組合議会に石川議長宛てに出された資料と公正取引委員会に出された資料とは違っているということをお証言されたと思うんですけども、その認識で間違いないでしょうか。

○証人（森川正富君） 間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員、あと1分ほどですが。

○8番（帰山明朗君） 最後の質問にいたします。

3種類あるというのは、もう一通あるということですか。

○証人（森川正富君） いや、3通か4通作って、公取へせっかく出すものですから、誤字、脱字があったり、まずいことがあったら駄目なんで、私なりに編成して出したのを間違ってお渡しして石川議長に提出したんやと思いますわ。私もそのときには何部も作っていますから、こんがらがってよく覚えておりませんが、それを今確認したところ、副議長が云々やってやったやつが公取に出しているのは間違いないです。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） そうしましたら、私のほうからも幾つかお聞きをさせていただきます。

告発文の中で、官製談合まがいというお言葉を使われているかと思えますけれども、そもそも官製談合とはどのように認識をされていますか、その定義を。

○証人（森川正富君） それは発注者側が業者に対して働きかけるのを官製談合です。

○2番（江端一高君） そうしましたら、例えば神鋼さんに対して受注の意向を市長または事務局が表したとお考えですか。

○証人（森川正富君） それは1者ではまずいから、清水組の話によると、市長のほうから1者ではまずいから、神鋼さんと企業体を組んで応募してくれんかという要望があったのをお聞きして、そういうふうにご書いておるんですよ。詳しいことは、また清水の会長に聞いてもらえばお分かりですわ。

○2番（江端一高君） そうしましたら、次に荏原また神鋼、メーカー2社に対して、話合いの指示を誰かがしたという認識はございますか。

○証人（森川正富君） それは発注者側がしていると私認識ありますよ。それか組合側ですね。当然DBOですから、やっぱ意見のやり取りはしますね。

○2番（江端一高君） そうしましたら、私からは最後です。

先ほどから御答弁の中で、神鋼の営業マンから聞いたというふうに御答弁されておりますけれども、この神鋼の営業マンはどこの誰でしょうか。

○証人（森川正富君） それは地元で営業されている堀田さんという人です。

○2番（江端一高君） 再度、これに関して関連でお聞きいたします。

堀田様というのは、どこの部署、またはどこの営業所の方でいらっしゃいますか。

○証人（森川正富君） 堀田さんは神鋼の社員というよりも、地元の営業を任されている人です。というふうに私は認識しています。代理店というか、そういう関係の人やと思います。

○2番（江端一高君） そうしますと、最後に確認をさせていただきます。

堀田様は、神鋼さんの社員さんではなくて。

○証人（森川正富君） 社員さんではないです。

○2番（江端一高君） ないということですね。分かりました。

私からは以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私、委員の林下豊彦と申します。よろしく申し上げます。

そもそもこの告発文を森川様がお出しになりましたが、これは会社の意向を酌んで出しているのか、個人で出しているのか、個人で出していることなんですか。

○証人（森川正富君） それはあくまでも私個人です。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。そうしますと、この告発文を出すに当たって、その真意といいますか、森川様が何か不利益を被ったということですか。

○証人（森川正富君） 不利益もありました、実際。

○1番（林下豊彦君） それはどのようなことでしょうか。

○証人（森川正富君） それは、最初に企業体で仕事をするつもりでおったのが、いつの間にかそれがもみ消されたというか、いつの間になくなったんで、そのときに多少営業しましたから、その一部が不利益になったということです。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、企業体で仕事をするつもりであったと今おっしゃいましたが、その企業体の中身というのは、何か決まっていたわけですか。

○証人（森川正富君） 大体が決まっておりました。

○1番（林下豊彦君） 大体というのは、どこの企業と組んでやるというようなことですか。

○証人（森川正富君） 一番頭のね、中堅ゼネコンは後でも決められるんで、神鋼と清水組とオタ建設が組む予定でありました。

○1番（林下豊彦君） じゃ、今おっしゃった中堅ゼネコンというのは、まだそのときには決まっていなかったということですか。

○証人（森川正富君） その当時は決まっていなかったです。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。そうしますと、神鋼さんにしてみると、その中堅ゼネコンが決まらない限り、こちらの仕事はできなかつたと認識していらっしゃいます

か。

○証人（森川正富君） いや、中堅ゼネコンはメーカーが引っ張ってくれば、どこでも手を挙げて乗ってくれますから、慌てて決める必要がないんです。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

そうしまして、その当時はまだ中堅ゼネコンが決まっていなかったということですね。

○証人（森川正富君） はい。

○1番（林下豊彦君） 告発文の中で、神鋼環境ソリューション側は到底対抗できる内容ではないと不参加を表明したと。この表明したのは、現場のトップだと先ほどおっしゃっていましたが。

○証人（森川正富君） 現場のトップと営業の人ですね。僕は、その話は営業の人から聞きました。

○1番（林下豊彦君） 先ほどの堀田さんという方ですか。

○証人（森川正富君） はい。

○1番（林下豊彦君） この方は、神鋼の社員さんではないということですね。

○証人（森川正富君） 神鋼の現場のトップの人からそう伝えてくれということで、堀田さんという人から聞きました。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

そうしますと、そこまでの段階では、神鋼さんのその工事を受注するに当たりましては、神鋼さんがその中堅ゼネコンはまだ決まっていなくても、オタ建設さんと清水組さんとが仕事をするという段階でのことですね。

○証人（森川正富君） そうです。

○1番（林下豊彦君） その段階で、今、到底対抗できる内容ではないと不参加を表明したとありますが、この不参加の表明の理由は、到底対抗できる内容ではないということをお考えはどこから来ているんですか。

○証人（森川正富君） それは、技術的にいろいろ、DBO方式というのはデザイン、設計をするに当たっては、設計書は何もないんですね、処分場みたいな大きい仕事は。やはりメーカーが独自で、うちはこういうやり方がいいですよ、荏原はこういうやり方はうちが進んでいますよという技術提案をしてやっているんで、そのときにそれがいろいろ漏れたりいろいろしたら、もうそれだけする値打ちがないというんか、あまりにもそれが漏れていたから、神鋼が諦めたということです。

○1番（林下豊彦君） というのは、森川様の考えなのか。

○証人（森川正富君） いや、これはもう神鋼もそういう考えであります。

ちなみに、神鋼というたら私の認識ではやっぱりトップだと思っていますから。

○1番（林下豊彦君） まだ、この段階で中堅ゼネコンが決まっていなくて。もしかしたら全国から、先ほど森川さんは誰でも来るとおっしゃっていましたが、いろんなことを考えて、その中堅ゼネコンがもしかしたら決まらなかったと。そういう場合に、この入札に不参加をするということを選択することが神鋼さんにはありませんか。

○証人（森川正富君） そんなことありません。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

もう一度話が戻りますが、神鋼さんの意向として、森川さんは代理でこの告発をしたというふうに理解してよろしいんですか。

先ほどからの話ですと、神鋼さんの不満、営業マンの不満ということをおっしゃっていました。不満といいますか、事実は神鋼さんから聞いたということなので、本来であると、神鋼さんがこのことを告発するのが、何か今までの話だとそのように私は感じたんですけども、森川さんがそれを代わりに個人で告発したというようなことではないですか。

○証人（森川正富君） いや、神鋼だけじゃない。清水組も同じ考えです。それで、神鋼と清水組と私の考えが一致したということです。たまたま私が代表して公正取引委員会に出したということです。

○1番（林下豊彦君） その神鋼の代表の方はどなたなんですか。

○証人（森川正富君） それは、やっぱりその現場のトップの人の意見を聞いた堀田さんです。

○1番（林下豊彦君） 堀田さん。堀田さんは社員さんではないんですね。

○証人（森川正富君） ないんですけども、もう現場の営業を任されている人です。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

私からは以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 先ほど委員長のほうから、順番を追って問いかけをされました。

そこで、まず19番目の項目ですけど、市長から荏原側への下請要請を清水組の社長が電話で断ったときの市長との会話の内容が録音されていますと。先ほどおっしゃいましたよね、録音されていると。

そして、私たちは、組合議員のメンバーには、石川議長の判断でその録音テープを聞かせていただいているんです。ところが、ちょっと不明瞭な点多々ありました。

そして、そのテープのことですけども、この録音テープを今現在は森川さんがお持ちなんですか。

○証人（森川正富君） 私が持っています。

○10番（奥村義則君） そうですか。では、当委員会にそのテープを資料として提出を願いたいなど。これはあとまた委員会のほうで採決していくような形になるかなというふうに思いますけども、提出していただけますか。

○証人（森川正富君） はい、提出します。

○10番（奥村義則君） 分かりました。

それから、個人的な22番と23番の項目なんです。これは、委員長のほうから先ほどこの質問はされませんでした。

といいますのも、この件に関しては私個人として以前に森川さんのほうからお聞きし

たことなんですよ。その中で22番ですけども、田中建設、フクシン両社長が荏原側への下請要請の事実ということで、オタ建設さんに来社されたということをお聞きしました。そして、そのことについてお聞きしたいんですけども、両社長のどちらから下請要請の話を持ちかけられましたか。

○証人（森川正富君） それはフクシンの社長です。

○10番（奥村義則君） 分かりました。下請要請に対してどのように判断をされたのでしょうか。

○証人（森川正富君） それは、時期が現場説明会の前だったと思うんで、処分場の現場説明の前だと思うんで、記憶はちょっと曖昧かもしれませんが、10月の終わりぐらいだと思います。だから、当然まだ入札も何も決まっていなくていいです。

○10番（奥村義則君） どのように判断をされたかということをお聞きしています。

○証人（森川正富君） それで、まだ入札も決まっていなくていいし、その時点ではまだ完全にうちらも断念したわけじゃありませんから、まだ決まる前に下請の要請というのはおかしいですから、断りました。

○10番（奥村義則君） 分かりました。

これは、実は私9月議会の一般質問でもこのことを取り上げているんです。それで、私は森川さんに聞いたのは、10月25日に来社されたと、2人の社長さんがですね、オタ建設のほうに来社されたと。そのようなことを言われたということをお聞きしましたので、その件に関しての質問をさせていただいたんです、一般質問で。それを事実確認ということで今しているんですけども、断ったことを清水組にはお伝えしましたか。

○証人（森川正富君） もちろんしております。

○10番（奥村義則君） そうですか。分かりました。

次ですけども、告発文の中に越前町議会佐々木副議長から森川氏に電話があったとされることについての事実確認をしたいと思います。

この電話ですけども、いつありましたか。

○証人（森川正富君） それは鮮明に覚えておりますわ。11月29日の土曜日ですわ、たしか。

○10番（奥村義則君） すみません。私が森川さんからお聞きしたのは、1月に……。

○証人（森川正富君） 違う、そうそう、1月29日、間違えました。土曜日です。

○10番（奥村義則君） それで、その告発文の中に、玉邑議員に依頼されてと書いてあるんですね。越前町議会の佐々木氏からそのような発言があったかどうか。

○証人（森川正富君） 直接玉邑さんというような名前は出なかったですけどね。これは電話の30分もしゃべりましたからね、そのニュアンスで分かっています。

○10番（奥村義則君） ああ、そうですか。はい、分かりました。

では次ですけども、佐々木副議長からどのようなことを言われたのか、覚えている範囲で結構ですので、具体的にお願いいたします。

○証人（森川正富君） あの人の電話も支離滅裂でね。「こんなところに越前市の田中建

設が参加するのはおかしい、そうやろう」と。私ももちろん「そうですね」と。「そうやけども、この話は、森川さん下りてくれ。悪いようにせんから下りてくれ」という電話やったんです。

以上です。

○10番(奥村義則君) 悪いようにはしないからということをおっしゃいましたけども、一般的に考えますと、越前町の議員がこんな大きい問題に対して、個人的に悪いようにはせんからというような言葉を発したということで、その辺に関しての感じはどのように思われましたか。感じたことですね。

○証人(森川正富君) 私はそんな話はようありますから、もう特別悪いようにしないで、じゃ、何がいいようにしてくれるかということで、一議員がそんなことできるわけがないんでね。それよりも私、その電話があったのが不思議ですわ。下りてくれということ自体がね。言葉尻をつかまえてどうのこうの言うつもりはないですけど、私に対して、30分も電話で、これ以上騒がないでほしいとか、その辺が、私としたらやっぱり疑惑を招く一つですわ。

○10番(奥村義則君) 最後に、その電話の最終的な判断、どういうふうに対応されたのでしょうか。

○証人(森川正富君) 私も要らん、そんなこと、そんなおせっかい役はして要らんと。私は頭に来て電話切りました。

○10番(奥村義則君) 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○20番(菅原義信君) 1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

これは、そちらにはこうした質問票、発言記録表みたいのはないのですけれども、これは番号でいきますと19番目、11月下旬に市長から清水組に電話があり、荏原製作所側の下請に入りオール鯖江でやろうと誘いがありましたと。こういう文書がありまして、その次のところに20番目、先ほどお答えにはなりましたけれども、要求水準書が公表されるまでの経緯で不審な点があったとの不穏なうわさが流れということです。そのことについて、先ほど越前町内でも内部調査が行われたと。こういうようなことをお触れになりましたけれども、この不穏なうわさというのは、どういう中身のうわさであったかということは御存じですか。

○証人(森川正富君) やっぱりそれはいろんなDBO方式で、神鋼側がこれがいいというような提案をしても、それが全部、相手方、荏原側に漏れているという話を聞きました、神鋼側から。本当はこれ漏らしたらあかんのですよね。この会社のいい点を言うんですから。それは、私はもう技術的なことをよく分かりませんが、そういう技術的な話は、普通は組合の人が聞いても、コンサルには言っても、相手側には言うべき問題じゃないんですよ。

○20番(菅原義信君) そのお答えの中で、役場の職員もそういったような中身の話をされたと。

○証人（森川正富君） いや、そこまで具体的なことはないですけど、ちょっと今の発言あれですけど、内部調査委員会は当時、鯖江の市役所の職員と越前町の職員が合同でやっています。3回ぐらい開いています。

○20番（菅原義信君） そうすると、この不穏なうわさというのは、別に役場の職員が言ったということではない。

○証人（森川正富君） ではないです。皆さん、何人か、関係者からの話をまとめるとそういうことです。だから、内部調査委員会を開いたんやと思いますよ。

○20番（菅原義信君） ああ、そうですか。

○証人（森川正富君） はい。

○20番（菅原義信君） あと最後ですけれども、最後にお触れになるつもりがあるかもしれませんが、こうして実際には途中までプロポーザル方式ということでもって、応札を考えられておったと。それを、先ほどの質問の中にもありましたけれども、取りやめると、もう撤退をするんだと、こういうことになったわけですから、最大の要因はどこにあったと思いますか。

○証人（森川正富君） それはやっぱり、相手側に幾らいいような提案をしても、全部それが漏れたということと、要求水準書が途中で、書き換えられたというか、そういうのがもうメーカー側は分かったんですね。それで、これでは到底太刀打ちできないということ。

もう一つは今、菅原議員が言われたようにプロポーザル方式というのは、実際、土俵に上がるには、メーカーが言うには、設計料が5,000万から1億かかるんですね。それだけ金をかけても、こんなに漏れるんではちょっとリスクが高く過ぎると、そういうことで断念したという話は聞いております。

○20番（菅原義信君） 分かりました。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

再開は2時45分の開始といたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

時間の都合で、各委員におかれましては、関連を行いたいというような形で申出があります。1問に限って許可することにいたします。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほど奥村委員の質問の中で、森川さんの回答の中に、フクシンの社長から下請に入ってほしいと言われて断ったというお話でした。

今、御回答の中に、その時点で断念したわけではなかったのだとおっしゃっていました。ということは、その時点で断念せざるを得ないような背景がそのときにあったということだと私は理解したんですが、何かそういうような事情があったんですか。その時

点で何か、もう事が進んでいたということ。

- 証人（森川正富君） 我々、清水組とうちはやる気であったんですけども、メーカーのほうで、その段階では、ちょっと尻つぼみというか、尻込みをしたような状態だったんです。けども、下請は断りましたということ。
- 1番（林下豊彦君） そのメーカーが尻すぼみというか、小さくなったという、そういう意識は、何をもってそう感じたんですか。
- 証人（森川正富君） ちょっと何かもう難しい、もう撤退したいような話を、その10日ぐらい前から営業マンから聞きましたから。
- 1番（林下豊彦君） 10日前。その事実がもう下請に入ってくれと、そのフクシンさんから言われる10日ぐらい前から、どうも仕事が受注できないかもしれないという事実があったということですね。
- 証人（森川正富君） そうということですね。まず、受注よりも、参加をもう撤退せざるを得なくなったというふうな状況だったんです。
- 1番（林下豊彦君） 10日前から参加しないかもしれないという事実があったということですね。
- 証人（森川正富君） 10日がもうちょっと前かしらんですけど。
- 1番（林下豊彦君） 分かりました。了解です。
- 委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。  
江端委員。
- 2番（江端一高君） そうしましたら、再度私のほうから質問させていただきます。  
先ほど森川様は、11月下旬、市長から清水組に電話がありというところで、オール鯖江でやろうというふうな質問をさせていただいたときに毅然と断ったんだというふうな文章に対して、断ったのは誰かとお聞きした際に、何とお答えになりましたか。
- 証人（森川正富君） それは清水組が断ったんですよ。
- 2番（江端一高君） 清水組の誰がお断りになったんですか。
- 証人（森川正富君） 会長です。
- 2番（江端一高君） 会長、お名前はお分かりですか。
- 証人（森川正富君） 下の名前ですか。
- 2番（江端一高君） フルネームでお分かりであればお答えください。
- 証人（森川正富君） あの人はねえ、ヨシゾウでないですか。あっ違う、ヨシミや。僕はいつも会長としか呼んでいませんから、別に下の名前は知らなくてももう長いつき合いをやっていますから、下の名前でフルネームで呼んだことはないですから、いつも清水組の会長と呼んでいます。
- 2番（江端一高君） ありがとうございます。そうしますと、お断りになったのは、清水組の会長、清水ヨシミ様がお断りになったということですね。
- 証人（森川正富君） もちろん相談してですよ。窓口は一つですからね。
- 2番（江端一高君） 清水組の清水ヨシミ様がお断りになったと。

- 証人（森川正富君）　そうです。
- 2番（江端一高君）　断ったそのときに同席をされてテープを取られたということでしょうか。
- 証人（森川正富君）　そうです。はい、いいです。
- 2番（江端一高君）　先ほど奥村委員から質問をさせていただいたときに、断ったのは社長であるというふうにお答えになっておりましたけども、これはどういうことでしょうか。
- 証人（森川正富君）　それは私の……、3人で話をして、社長に電話をしてくれと言うから、社長が電話で断りました。だから、僕ら3人でもう清水の会長と僕とがもうやめようと言うて、そう、ごめんなさい、社長が電話で断りました。
- 2番（江端一高君）　そうしますと、再度お聞きしますが、断ったのはどなたですか。
- 証人（森川正富君）　電話で断ったのは間違いない、社長です。私、勘違いです。社長です。
- 2番（江端一高君）　社長のお名前はお分かりになりますか。
- 証人（森川正富君）　知りません。フルネームでは私知りません。  
逆に委員長、僕が今のでちょっと質問していいですか。
- 委員長（丹尾廣樹君）　はい。
- 証人（森川正富君）　江端議員に言いますが、やっぱり社長はまだお若いですでね、やっぱり会長が最終的な判断です。申し添えます。
- 委員長（丹尾廣樹君）　江端委員、いいですか。
- 2番（江端一高君）　はい、結構です。ありがとうございます。
- 委員長（丹尾廣樹君）　ほかに。  
菅原委員。
- 20番（菅原義信君）　先ほど聞きましたけれども、ここで私の手元の資料によりますと、質問番号18というところですが、神鋼環境ソリューション側は、到底対抗できる内容でないと不参加を表明しましたというところで、不参加を表明した最終的な責任者は誰ですかというような御質問があったと思うんですけども、神鋼の現場トップだというお話をされました。  
これは技術的な問題、要求水準書に基づいた検討をされるということになりますと、そういう技術面について、ちゃんと読める方っていいですか、分かる方でないと駄目だと思ってしまうんですけども、そうした検討を行った方とその現場トップの方というのは同一人でしょうか。
- 証人（森川正富君）　そうです、同一です。
- 20番（菅原義信君）　同一人ですね。そうすると、その方の氏名あるいは所属、そういうことについては、証人は御存じでしょうか。
- 証人（森川正富君）　名前は三田さんという人です。
- 20番（菅原義信君）　三田さん。

- 証人（森川正富君） 一、二、三の三に田んぼの田。たしかね、三田さんは間違いないと思います。肩書は支社長だと思いますよ。
- 20番（菅原義信君） 支社長。
- 証人（森川正富君） 支社長、はい。
- 20番（菅原義信君） 支社長というのほどここの支社長でしょうかね。
- 証人（森川正富君） その人は東京支社長だと思います。
- 20番（菅原義信君） 東京支社長ね。はい、分かりました。
- その人の判断が非常に、大体最終的な御判断だったということですね。
- 証人（森川正富君） そうだと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） ほか、いいですか。
- 奥村委員。
- 10番（奥村義則君） 先ほど漏れているとかっていうお話が結構ありましたね。要求水準書ですけども、その原案に対して、そういう建設業者のほうに、そういうようなものがあつたからそういうことが言えるんでしょうか。どういう形で手に入れたか分かりませんけども、そういうようなものを手に入れたということなんでしょうか。
- 証人（森川正富君） そうですね。私のところにはもう、どなたかもらったかは一遍、また清水組と相談しますが、手に入っております。
- 10番（奥村義則君） そうですか。
- 委員長、今証人のほうから手に入っているというようなことの発言があつたんですけども、これに関しても、資料請求していただきたいなというふうに思います。
- それと委員長、すみません。もう一点だけ、1問だけというような話だったんですけども、もう一点だけちょっといいですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） はい。
- 10番（奥村義則君） 先ほど堀田さんという話が出ていたと思うんですけども、私のほうには名刺の写しがありまして、この方のフルネームは、先ほどは分からなかったんですよ。
- 証人（森川正富君） 僕は堀田さんとしか言うてませんからね。
- 10番（奥村義則君） そうですね。堀田哲三さんという方。
- 証人（森川正富君） そうそう哲三さんだ。
- 10番（奥村義則君） アサヒテクノフォート株式会社の代表取締役ということで、私の手元には資料があります。
- 次回、こういうような方にでも、今いろんな話になっていますから、参考人として出頭していただくようなことも必要かなというふうに思います。神鋼さんの方から聞いたという話がかかなりあつたので、その点は申しつけておきます。
- 以上です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） 最後に、私のほうからも1点だけ確認させてください。

先ほどの質問と若干かぶりますけれども、ちょっと趣旨を変えたいんですけれども、森川証人が公正取引委員会に提出された資料です。

文書、この中にいる今質問があった疑惑のことについて触れられているというので、A4で4ページにわたる資料です。この中で、相談して書かれたとしても、森川証人が書かれたんですから、内容についてはもう十分承知していらっしゃるという前提で聞きますが、森川証人自体がその場において経験されたこと、そうじゃないものというのは、誰かから聞いたこと、もしくは誰かから見たから知り得たこと、読んだから知り得たことじゃなくて、森川証人自体がその場で経験して知り得たことというのは、この文書の中に一体どの部分がありますか。

○証人（森川正富君） それは、当時、越前町の副議長から、この件はあまり騒がないで撤退というか、下りてほしいということが1点。

2つ目は、市長から、11月の28日ですか、荏原側の下請に入ってほしいという電話のやり取りは私が横におりました。そして、私が進言して、清水組の会長がテープを取ったということです。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうしますと、今御証言いただきました越前町の副議長さんからお電話を受け取ったということ、そしてまた、市長から清水組の会長もしくは社長と同席されたときに森川氏も同席された中で聞いたとされる電話、それ以外については、全て聞いたことという認識でよろしいですか。

○証人（森川正富君） そうです。

○8番（帰山明朗君） 終わります。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、一応尋問がこのように終了したいと思いますけれども、先ほど森川証人には、告発文の内容以外でも、その他関連、本件に関して不審と思われるような事象、事などがありましたら述べてくださいと言ったところ、後ほどと言われましたので、今述べていただければ結構ですけれども、簡潔に明瞭にお願いいたします。

○証人（森川正富君） もうそれで閉会ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

○8番（帰山明朗君） 1点、証人喚問の進め方のことで、この100条調査委員会については、一定の民事訴訟等々のルールに沿って行うということは証人が宣言されたりとかで同様ですし、そうしたことを証人の証言をしっかりと守りながら、基本的人権を守りながらしっかりと調査していくというルールにのっとりたいということで、助言の弁護士さんもいらっしゃるということでちょっと確認したいんですが、事前にいただきました100条調査の証言できる事項、証人が証言できる、ここの場で発言できる事項については、あくまで尋問されたこと、委員長であったりとか、委員のほうから尋問された事項についてのみ発言することができる、それ以外の事実、意見を述べることはできないというふうに記されていることが1点と、あとは先ほど、森川証人もされたことはそれでよか

ったと思うんですけど、質問の内容があまり分かりかねたりとか、そうしたときに質問の確認ということで意見を述べられるのはいいということに、もちろんなっています。

今、委員長が求められている部分に関しては、いわゆる質問されたりとか尋問することではなくて、自由に証人に意見を述べさせることができるのかというふうにも聞こえますけども、それはできないんじゃないかと思えますけれども、法的助言者の助言ももらいながら、進めていかれるのがいいのではないかということで、ここで意見を申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） あくまでも意見じゃなくて、そのほかに不審に思われる事柄があったら述べてくださいということでは、意見を述べろとは言っていないんです。事実の確認をしたいということで、自由に発言してくださいということでは、言ったわけです。

○8番（帰山明朗君） 質問されたことに答えるということと、質問しなかったことに何かそのほかにあったら聞くということとは、大きく意味が違うようにも思いますが、初めての証人喚問でありますので、私自身もまだ分からないところがありますので、逆に先生がいらっしゃるんで、法的な助言を、休憩されて1回確認されて、また進められたらどうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時00分

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人が後からまとめて述べますというようなことで先ほどお話しになったと思います。不審な事実についてありましたら、自由に発言して結構です。

○証人（森川正富君） それは今、帰山議員が言われたように、今日の質問とはちょっと関連性がないんで、私はこれを閉会して、だったらマスコミの人に私申し上げますわ、この場を借りて。

ちょっと委員長、ここの事務局長に尋ねるんですけど、これ閉会された後、5分ぐらいこの場所を借りていいですか。それは駄目ですか。駄目なら私は下へ行って話しますが、報道陣の人に。ちょっと私なりに言いたいことがたくさんあるんで。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうことでしたら、証人の気持ちというか、そういった部分をあれしまして、尋問につきましては、これで一応終了させていただきます。

○証人（森川正富君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○委員長（丹尾廣樹君） どうもありがとうございました。

森川証人には非常に緊張されたかと思えますけど、本日は長時間にわたりまして、御証言をいただき誠にありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（森川正富君） ちょっと報道陣の人、私がちょっと言いたいことがあるんで、私のお話聞きたい人は下へ……。

もうこれ閉会やからいいんやね。

○1番（林下豊彦君） まだ続いています。

○証人（森川正富君） 私はこれでいいんですね。

ちょっと委員長、質問、これ何時まで時間かかりますか。時間の予定。

○委員長（丹尾廣樹君） 今からですか。あと1時間以上はかかります。

それでは、一応休憩いたします。再開は3時半にいたします。

○証人（森川正富君） 退室

休憩 午後3時03分

再開 午後3時30分

○委員長（丹尾廣樹君） それでは次に、次回委員会での証人喚問に関する協議に入ります。

協議事項1、出頭を求める証人についてでございますが、玉邑哲雄市議会議員につきましては、第3回委員会にて、12月15日午前9時半から全員協議会室において証人喚問すべきと決議されております。

本日は、ほかに出頭を求めるべきと考えられる証人につきまして協議してまいりたいと考えておりますが、証人として出頭を求めるに当たっては、告発文に名前があるといった程度ではなく、先ほどの森川証人の証言をしっかりと踏まえた上で、御意見を願いたいと思います。御意見、質疑などございますでしょうか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほどの森川証人の回答の中で、ほとんどのものが神鋼の営業マンから聞いたと。神鋼の営業マンということで、核心というんか、事実を把握しようと思えますと、森川証人のこの告発文の中の事実を明確にしようと思えますと、神鋼の営業マンと言われております堀田さんという方の証言というのは欠かせないと思えますので、その方の証言をもって、神鋼ソリューション側の意思というんか、考えというものを明確にする必要があるんじゃないかなと思えますので、その方の出頭をお願いしたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 告発文の中の最初のところですけども、玉邑議員がセッティングして市長との面談をしたと。清水組のほうですね。ですから、その辺も、まずは今日は森川氏のほうから、要するに一緒にJVを組んでやろうというようなお話が清水組からあったと。それも市長がその場にいたと。市長も了解を得ていたような、たしかそういうような話やったと思うんですね。ですから、その部分では、清水組の会長も呼ぶべきやというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかの御意見ございますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 実は今日初めて喚問ということで、当初、森川さんに関しては2

時間をセッティングしていました。しかし、時間的な配分といいましょうか、すごくスピーディーな形で進んでいったということがありますので、15日に関しては、ひょっとしたら3人できるのではないかなというような思いもします。

この辺はまた皆さんと協議をしていかなあかんのかなと思いますけども、それについてもちょっと諮っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに委員の御質問ありますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 私も今日、森川氏からいろいろと証人としてお話を聞く中で、事実確認、私、委員の1人としては、一番したかった森川氏が告発文の中に書かれた内容の事実関係についてどういうものなのかというのを知りたいというのが正直な思いでしたけれども、そんな中で、森川氏自身が経験されたりとか、森川氏自身が、書かれるに当たって体験されたというか、自分自身が持っているというものは少なかったように思います。

ほとんどに関しては、先ほど林下委員からもお話ありましたけれども、神鋼環境ソリューションの営業マンということで、神鋼の社員ではありませんが、その方から聞いた話ということであったりとか、もしくは神鋼環境ソリューションの東京支社の三田氏というお名前でしたかね。三田氏からというお名前が出ていたりとかというところが、今回の入札に関する大きな疑義となっている中で、やはり入札に直接関わってきているのは神鋼環境ソリューションというふうに指摘もされておりますので、神鋼環境ソリューション絡みの、先ほどおっしゃられた営業マンとして代理店の堀田氏の名前がたくさん出ておりましたので、堀田氏を呼ぶべきではないかと思えます。

今回その次の話をするのではないですよ。今回は、次の委員会の2人目の話ですね。承知しました。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようですので終結いたします。

3人の御意見を総合しますと、堀田さんという御意見が、奥村委員の3人できるのではないかという中に含まれるんですか。これは含まれる。としたら、三方とも堀田さんという名前が挙がっております。そして、そのほかに清水組の会長さん、それから神鋼のほうの技術関係ということで三田さんという名前も挙がっております。

こういう中で、取りあえず三方挙がっておりますけども、ここで次回の委員会で出頭を求める証人をこの中で誰というようなことで、これは15日ということですから、相手があることですから、こちらのほうから請求をかけても来られないという場合もありますけれども、そういったものを含めまして、賛成の方の挙手を、1人ずつ求めていきたいなと思います。

まず、神鋼環境ソリューション側の営業的なことをやっていた堀田さんを……。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 今お三方の名前が出ている中で、共通項と申しますか、神鋼環境ソリューションの関係の方が2人と、そうでない方が1人ということになるんですが、今日の森川さんに対する質問の中で、本来森川さんから答えが求められたと思われるものに関して、はっきり答えてもらえなかった。そのことを明確にするためには、神鋼さんのお二人を呼ぶというのが一番いいのかなと思うんですが、それがまた別々になるよりは、もし呼ぶのであればそのお二人を同時に申しますか、続けて呼んだほうがよろしいかなという思いがございます。いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 一つの案として提案をしたいと思っておりますけども、いわゆる堀田さんと東京支社長ですか。神鋼さんですね。という話ですけども、相手さんの都合もあるかも分かりません。ですから、ある意味ではもう1人、来れなかった場合をお願いをして、その日はちょっと駄目なんですよというようなことがあるかも分かりません。ですから、もう1人、清水組の会長も入れておくべきではないかというふうに思います。

当日、いや、実はあかなんだんですよと。2人に絞って出して1人だけになってしまったというようなことでは、無駄って言ったらかわいいですけども、やっぱり差し迫っているこういう状況の中で、早く進めなくてはならないというような感もします。ですから、もう1人、ちゃんとつけておくというようなことも必要かと思っております。その上で諮っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応意見が出ないようだったんで終結はしたんですけど、この際ですから、菅原委員さんもちょうと御意見言ってください。

○20番（菅原義信君） ちょっと蛇足になるかもしれませんが、今日の森川さんの話はどなたも感じられていたとは思いますが、伝聞に基づく証言が非常に多かったわけやね。だから、その伝聞の中身というのは、先ほどから名前が出ている堀田さんという地元代理店みたいなそういう役割になっている方と、それともう一人は清水組の会長さんやわな。だから、その2人は当然呼ぶべきだと。でないと、やっぱり今日の証言自体の信憑性というか、その真偽をちゃんと明らかにするという点で、やっぱり欠けてしまうという部分が出てくるのではないかなという具合に思います。ですから、その2人は欠かせないということは言えると思うんですよ。だから、まず2人。

それと、1日に、例えば午前中に玉邑議員をやるとして、あと昼から2人、それが多分限度やろうと思うんですよ。だから、もう一つの三田さんと呼ばれている東京支社の人については、いわゆる要求水準書の読み取りって申しますか、そういうことでは技術的な分野については欠かせない人ではあるとは思いますが、だからいずれは来てもらう必要が出てくるんかとは思いますが、やっぱりまずは清水組の会長さんと、その堀田さんという2人からやるというのが、今ここで判断できる一番穏当なところかなという具合に私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 次いで、江端委員もちょうとお答えいただけますか。

○2番（江端一高君） 先ほどの森川さんの証言を聞きまして、やはり今ほど菅原委員もおっしゃっていましたが、伝聞が主体になっている。「そうだ」、「である」と言い切った証言がほぼないと。そう言い切ったのは、御自身が参加をした2点に関してのみとなりまして、ほとんどが神鋼ソリューション側の営業マンから聞いたことだという証言が大半を占めましたので、まずは堀田さんをお呼びするのが妥当であるというふうに考えます。

次にお呼びする場合は、私の場合は三田さんをお呼びするべきであると。神鋼ソリューション側のお考えが一体どうであったか、経緯がどうであったかを含めて明らかにしてからでも、その先に進むのは遅くはないのではないかとこのように考えておりますので、まず呼ぶのは堀田さん、次に三田さんであるというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 皆さんの御意見を聞いたわけですが、今日の中の証言というのは、確かに皆さんがおっしゃったとおり、伝聞主体であったなというような感じはしております。

ただし、地元という部分に関しましては、やはり清水組の会長さんと十分話し合っていてやっていたというようなことも伺っているんで、ここで例えば神鋼の堀田さん、この方は遠方の方かどうかということもありますので、地元かということもありますけども、この方の15日の出頭という部分に関しましてどうなのかという部分もありますけども、皆さん大体挙げておられるので、この方はいいとしまして、あと清水組さんにつきましても、ある意味でこの証言を補足するというか、証言したいというような形も考えられますので、この2人につきまして、今から挙手でもって、玉邑議員のほかに呼ぶ方を採決したいなと思っておりますので、順番に……。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 玉邑議員のほかのというのは分かりますが、まず何人呼ぶのかを、今の話、さらに3人というと、先ほどもお話があったとおり、時間を決めて証人に出頭していただくので、前倒し、早くなつたから早く来てくださいというわけにはいかないと私は思っておりますので、そういう意味では、何人呼ぶかということを決めていただいて、その2人を誰にするかというふうに委員に聞いたほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） これにつきましては、3人はできるのではないかとこのような意見もちよつと先にあったわけですが、時間的な配分といたしましては、今度の場合、弁護士の先生も一応終日オーケーだというようなお話を聞いていますので、今日、喚問は初めてだったんですけども、こういったケースから考えて、3人はいけるのではないかなと私は思います。

それよりも、この呼ぶという部分に対しましては、非常にその時期という重要度というのがありますので、できたら、呼べたら、気にかかるといいますか、今この方がというような形で、時間の配分があるとしたら、私としては2人よりも3人というような形

で呼べたらなど、こんなふうを考えておるところです。

○20番（菅原義信君） 3人というのは玉邑議員を除いて3人という意味。

○委員長（丹尾廣樹君） 入れて。

○20番（菅原義信君） 入れてか。

（「午後から2人とか」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） そうそうそう、は可能かなと思います。

それで、それは別として、皆さんに一応御決議いただくというようなことで、採決したいなと思います。

だからその手順は、順番に、まず……

○議会事務局長（九島 隆君） すみません、今の決議の前に再度確認させていただきたいんですけども、今、証人を呼ぶ場合につきましては、まず誰を呼ぶかというのを決議していただく必要がございます。あと、その証人に関して質問項目をいずれ決議していただく必要があります。あと、証人に関しての日時、呼び出す日時も決議していただく必要がございます。

それで議長のほうに要求書を出しまして、議長のほうから証人に対して請求すると。その請求に関しては、5日前までに届く必要があるということ、まず前もって御確認いただきたいというところがございます。

例えば、その証人の方がどうしても都合が悪いということになりましたら、その日時の変更につきましても、議決が必要だということだけ認識していただきたいということで、例えば予備で1人呼ぶということになったとしても、その方に関しては、呼ぶ必要があると。もし変更する必要があるらしたら、また委員会の中で決議していただくという手順を踏まないといけないということだけ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 先ほど森川証人に対して尋問を私がした内容なんですけど、録音テープの話を見せてもらいました。そして、録音テープは今持っていらっしゃるというような話でした。先ほど森川氏が私のほうに来まして、実はもう反訳してあるんやというようなお話がありました。いつでも出させていただきますというようなお話でした。

ですから、皆さんはそれに対して決を採らなあかんと思いますけども、そういう状況であるならば、まず皆さんの手元にその反訳のものを届けてもらおうと。そうしますと、今その内容そのものということになりますと、清水組の会長との話合いの中、それで社長と3人で決めたことなんやというようなことで、すごくこれは重要な部分だと思うんですね。ですから、ぜひ次回の15日には清水組の会長を呼んでいただきたいなと、こういうふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） それであるなら、その反訳、テープなどを私たちが共通で認識して、奥村委員はもしかしたら見ているのかもしれないけども、僕なんか全く知らない

ので、それを皆さん認識した後に、その清水組の社長なり会長なりを呼ぶという手順が筋ではないかと思っておりますので、私は次回呼ぶのにはちょっと無理があるかなと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） あわせて、ほかにありますか。

江端委員。

○2番（江端一高君） 先ほど事務局からも説明がありましたけれども、証人を1人呼ぶに際して、誰を呼ぶ、何を聞く、いつ呼ぶ、全て議決が必要でありますし、特に新しい証人を呼び出すに際して、質問項目をこれからつくり上げていく必要がございます。

そのためには、今日の森川氏の証言を精査しまして、それから質問項目をとということになっていくかと思っております。

そうしますと、例えば12月15日午後にお二人呼びするというのが、現実的に可能かどうかということにもかかってくるかと思っております。

それは、呼べるならということではありますけれども、現実的な作業の中で証人を求めていくとなりますと、やはり午前中にお一人、午後にお一人程度にとどめておくのが現実的ではないかなというふうに私は考えます。当然そのお一人目、2人目の証言の中で、さらに新たな証言等が出てきて、新たなお名前が出てくる場合も考えられます。そうしますと、その時点で、次に呼ぶ証人の方の優先度が変わってくるというふうにも考えますので、拙速に今この3名を呼ぶんだというふうに決めていくのは、やや急ぎ過ぎではないかなと。いわゆる現実的な手続の中でも、合理的ではないというふうに私は考えますので、午前お一人、午後お一人、それを終わった段階で次呼びする方を決めるというようなやり方のほうがよいのではないかなというふうに私は考えますので、意見申し上げます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは会を進めたいと思っております。

15日に呼び出すという前提の証人につきまして、1人ずつ、今、候補で挙げた方というのは一応3人おいでになっておりますけれども、今のいろんな意見を前提としまして、この何を聞くのかと。これがいつ、こういうような時間帯で行くのかとかというのもみんな決議が必要になってきますので、その前提を考えながら、賛成の方の挙手をお願いしたいなと、こんなふうに思うところであります。

では、次回委員会、15日、玉邑市会議員以外で出頭を求める証人について、まず、神鋼の営業をなさっていた堀田さんを次回委員会で出頭を求める証人について、証人喚問することに賛成の方の挙手を求めたいと思っております。

○10番（奥村義則君） これ、昼からは1人ということですか。1人を決めるわけですか。

2人を決めるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、最初は、だからこの呼ぶ方の賛成者というのは何人あるかということで、あと昼から1人呼ぶのか、2人呼ぶのか、そういういろんなことを考えながら、挙手のほうを決めていただきたいと思います。賛成のほうを決めていただ

きたいなと思います。

○10番（奥村義則君） 15日に何人呼ぶのかということを決めないと、挙手も何もできないと思うんです。

○委員長（丹尾廣樹君） なら、まずそこから言いますか。今、実際のところ、午前1人と昼から1人がいっぱいだろうというような意見があります。そのほかに、昼から2人行けるんでないかという意見があります。これをまず挙手で決めますか、そうしたら。菅原委員。

○20番（菅原義信君） これは、ネックになっているのは、質問項目をこれからつくらないかと、そういう部分だと思うんやっつての。

ただ、その質問項目については、今日、森川証人が発言をされた、証言をされたという中에서도、その反証が、つまり、いわゆるそれが真実であったかどうかということがやっぱり主要な中身だと思うんやっつて。だから、そういう点では、その質問の中身についても、これは明確になりやすいそういう部分だと思うんやっつての。だから、そういう点では、そんなにゼロから始まるということではないから、そんなに難しい問題ではないという具合に私は思いますわ。ですから、2人までは可能なんではないかという具合に思います。

だから、もし質問項目をこの場でつくってということになるのか、今日つくってしまわないかんのか。

○委員長（丹尾廣樹君） 昼から2人という意味ですか、今の。

○20番（菅原義信君） そうそう、昼から2人という意味。それとも、あと1日、2日ぐらいは余裕を持って、そういうものについて作成する余裕があるのか。ちょっとその辺がどうなんかちょっと分かりませんが。質問項目自体は、そんなに頭をひねらなければ、苦勞しなければ出されないというものではないという具合に私は思います。だから2人は可能だと。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今日、証人の負担であつたりとか、これまでの証人喚問の、国会も含めいろんな喚問の事例から見て、2時間をマックスとするのが適当であろうという中で、今回は1時間少し程度で終わったので、次も複数の人数、午後からは複数人数が可能であろうという議論になっているかと思うんですけれども、前回もお話ししましたけれども、やはり証人に続けてマックスの2時間を連続して求めるのはかなり負担があると思いますし、コロナ感染下で行っている議会であつたり、委員会審査の中では1時間に15分ないし20分の休憩を持つのが適当であるという考え方も含めると、次が1時間で終わるかどうかわからないんです。やっぱり2時間かかるだろうというふうに考える。そして、休憩を取れば、出入りも含めると2時間20分ないしがかかるというふうに考える。そして、2人が終わった後に、その後にまた次の証人を2人、誰を呼ぶのか、そして、質問項目についてもあらあらと話し合う、これを議決する必要があるということと考えますと、13時30分から2時間30分たつと、もう4時になりますし、そこから次

の質問者を呼ぶまでも、若干休憩を取ったり精査していくと4時30分以降にスタートするとなると、次に終わるのが2時間半かかるとなると19時近くになってしまいますし、そこからまた委員会をやっていって、次の証人を呼ぶ、次の証人への内容について決めるということになると、20時を超えた議論を13時30分から続けるというのは、あんまり現実的にはないように思っています。

そしてあと、もう一点なんですけど、今日の質問は比較的伝聞であったので、詳細のことは私はあんまり分からないということが多かったと思います。それでも、次は詳細なことを知り得る方を証人で求めると、例えば要求水準書の改ざんされた具体的な中身はどこかということになると、比較的資料の中身であったり、細かい技術的なことや、長くなる可能性もあると思っています。今日は比較的早かったのは、誰それから聞いた、誰々から聞いたということで、端的に答弁が終わったからだろうと思っています。次、その当事者であったり、技術的な内容を承知している方から証言を求めようとなると、少し時間がかかることも予想されますので、次は玉邑証人の後に午後からもう1人、そして後、次に誰かを呼んでいくということは、今名前が挙がっている方も、それは可能性としてはあるんだろうと思いますけれども、次の証言者に関しては、午前中1人、午後から1人とするのが現実的ではなかろうかというふうに意見を申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 弁護士の先生の予定もあると思うんですけども、15日は決定ですよ。その後の日程的なものは弁護士さんと調整していらっしゃるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今のところ調整はまだです。

○10番（奥村義則君） 調整はまだということでありまして、例えば今3人の名前が挙がっていますよね。それで、今いろいろと話が出ていますけども、15日は昼から1人としますよね。そしたら、あとの2人は、次回のときということになると思うんですけど。今、弁護士の先生もいらっしゃるの、議会の日程の状況と、そして弁護士の先生の状況とある程度調整しながら、日にちが分からんもんかなというような感もしますけども。

○委員長（丹尾廣樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時15分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開します。

15日につきましては、そしたら、お二人とするような形で。

○20番（菅原義信君） お二人。

○委員長（丹尾廣樹君） お二人というような形で。

○20番（菅原義信君） 昼から2人という意味。

○委員長（丹尾廣樹君） いやいや。それで、20日か23日の日に2人というような形でどうかというような形なんですわ。そういうような形で、20日か23日のどちらかというこ

とで、喚問の日取りとして。23やね、そうするとね。23のほう。  
(「23駄目です」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 23駄目。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○20番(菅原義信君) なら20日や。

○委員長(丹尾廣樹君) なら20日、もう決めてしまうか。

○20番(菅原義信君) 20日はいいんか。

○委員長(丹尾廣樹君) 20日は、弁護士さんはオーケーやで。

○20番(菅原義信君) 20日は朝10時からですか、9時半からですか。

○委員長(丹尾廣樹君) 2時間ぐらいで、10時ぐらいからかね。

○20番(菅原義信君) 15日は9時半からです。

○委員長(丹尾廣樹君) 15日はね。15日は9時半。

○10番(奥村義則君) 弁護士の先生はこの日は1日。

○委員長(丹尾廣樹君) 終日、はい。

10時でいいですか。

○20番(菅原義信君) いや、9時半にしといたら。

○委員長(丹尾廣樹君) 9時半やね、そしたらね。なら、20日は9時半からということで、お二人ということで、証人2人ということで、15日も昼から証人1人ということで、玉邑氏と誰々と。今の候補としては、一応堀田さんが挙がっています。それから20日の日としては、清水組の会長と……

○20番(菅原義信君) 三田さんという人。

○委員長(丹尾廣樹君) 三田さん。

(「三野さんです」と呼ぶ者あり)

○20番(菅原義信君) さっき三田さんて言ってたんじゃなかったっけ。

(「三田さんてさっき言ったけど、やっぱり間違ってた」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) そしたら、ちょっとまとめてもう一回お話ししますが、一つの案として、15日は9時半から始めまして、玉邑市議会議員の喚問、それからお昼の1時半から堀田氏というような形です。20日の日は9時半から清水組の会長さん、清水良三さんか。午後は、1番がPMの1時30分から三野さんというような手順でやりたいと思います。

実はこの部分で一応、決を採らせていただきたいと。一括してよろしくお願いします。

証人喚問につきましては、今言った内容で15日、20日ということで、9時半から玉邑議員、そして1時半から堀田さん、それから20日の日に清水組の会長さん、1時半から三野さんというような形で喚問を行いたいということで、賛成の方の……

○8番(帰山明朗君) 一応、採決前にちょっと確認したいと思います。

先ほど森川氏の証言があったときに、先ほど僕は三田さん、三田さんってずっと申し上げてたのは、神鋼ソリューション東京支社長の名前は三田さんだというふうに、先ほ

ど森川証人は発言されていたし、僕はそのように聞こえていました。それで、証人が三田さんとおっしゃってるにもかかわらず、三野さんという方に変った理由は何ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 森川証人は、恐らく何も持ってきてないんですね。何も持ってきてないんです。持ってきたら駄目なんですね。駄目なんですわ。それで、勘違いやと思います。勘違いだというふうに思いますね。

そこで、私はその社長さんの、東京支社長、営業本部環境プラント営業部長、三野淳一さんという名刺のコピーを頂いております。ですから、三野さんだというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 意見だけ申し上げておきたいと思いますが、先ほど証人が三田さんとおっしゃられたので、三田さんだろうというふうに私自身は思っていますし、証人喚問での発言というのはそういうものだというふうに理解をしています。

それで、もし三田さんという方が実在せず、今、奥村委員がおっしゃられた、いや、ひょっとしたら三野さんという方のことを三田さんと勘違いされていたんでないかということが事実であるのであれば、指摘はしておきたいと。

これだけ公正取引委員会に出されたという重要な文書、100条調査にも係るような重要な調査に係るような重要な関係者のお名前を100条調査の証人喚問で出されるときに、勘違いして間違ってお名前をおっしゃられるというのは、ちょっと証人の正確性であったり、事実の確認について少し疑問を覚えるということは意見として申し上げたいですし、調査委員会で議決するお名前であったりお立場の方であれば、証人がおっしゃった方とその方が間違いないのかどうかということだけは確認したいと思いますが。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私も同意見で、証人がおっしゃっていた名前を基に、次の証人喚問の人を呼ぶんですから、もしそれが間違いであるなら、間違いであるということは森川証人にもう一度出頭していただくか、何か確認しないと、それは安易に名前を変えるということにはできないように私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、この方が正しいかどうかという部分について、この言い間違いをした森川さんに、間違いかどうかというようにただしまして、上申して出していただくというような操作で可能ではないかということです。

だから、それまでに当然、早急にこの措置を取らせていただきながら、違ったのかどうかという大切なところですから、そういう作業を前提としたいと思っています。

その上で、一応この方が本当に実在かどうかという部分で、この方をまたこういうような形で御存じだろうと、こういうようなことで聞いていますとか、この人から何とかというようなお答えもありましたので、この部分が架空というようなことになりまして非常に問題がありますけれども、そういったことで、言い間違いであると、メモも何もない段階で、読み方を間違ったというようなことであれば、それは間違いでありましたと

いうことで、正確に相手と連絡を取りながら、そういったことが確認できれば、それは法律的には問題ないということでございますので、一応その手続を取らせていただきます。前提としてね。

○8番（帰山明朗君） 法的なことは分かりませんが、証人がいなくなった後に証人が言い間違えたかどうかを、ここで決めるのはどうかとも、不思議に感じているところがあります。

それでも委員長がおっしゃるのであれば、そういったことを確認なされた後に証人として呼ぶか呼ばないか、きちっと決められるのがいいかと思えますけれども、証人がいなくなった後に証人の言っていることが言い間違いであったということ、証人不在のまま決めることもちょっと何かおかしいような気がしておりますので、それは今、委員長が議決されればいいですけど、意見としては申し上げておきたいと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 日程として、証人喚問のやり方としては、日程としてこういうような形を取りたいということで、賛成の方の挙手を取りたいと思えます。

○1番（林下豊彦君） もう少し明確にどこまでを、まとめてこう採決するんじゃないかと、それぞれちょっとしっかりやっていただきたいなと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） じゃ、15日の証人喚問につきましては、お二人、これについて賛成の方の挙手を求めます。

○1番（林下豊彦君） ちょっともう一回、どなたを呼ぶかということをやっともう一度確認してください。

○委員長（丹尾廣樹君） 15日は9時半に玉田市議会議員、1時半に神鋼の堀田氏を証人喚問として呼びたいと思えますけれども、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、次回の委員会で出頭を求める証人については、このお二人で、この時間で証人喚問をすることに可決されました。

さらに、20日の日程ということで、9時半に清水組の清水良三氏、それからお昼の1時半に神鋼側の三野さんですか、この件につきましては、清水組の社長が9時半ということで、その後については……

（「会長ではないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 清水組の会長さんにつきましては、9時半に証人ということで、その後につきましては、確認を前提として……

○1番（林下豊彦君） 確認を前提としなければいけないので、ここでやっぱりお名前は出せないと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。そしたら、一応15日の喚問の日に、ここまでの間のその確認を取るとということで、この三野さんのところについてはちょっと空席にしておきます。

○20番（菅原義信君） そうすると召喚状が間に合わないんじゃない。

○委員長（丹尾廣樹君） 5日間やでね、ちょっと間に合わんね。

○10番（奥村義則君） 委員長、提案ですけども、名前の確認、今、もう事務局から森川さんに連絡してもらって…、してもらったらどうですか。

○議会事務局長（九島 隆君） 先ほど、弁護士さんと委員長と話していく中で、証人さんが間違っただというようにの上申書を取り寄せればいいんでないかと。その中で、この方はこの方でしたというように、どういった文面になるかはまた御相談させてもらいますけれども、その中で署名、印鑑とか、そういったことで間違いはないですよという上申書があればいいような形なのかなというふうに思いますので、それまでに……

○10番（奥村義則君） まず確認だけ、その確認だけ今取らんとあかんのではないですか。

○1番（林下豊彦君） いや、でも今書けないでしょう。

○20番（菅原義信君） いや、だからそうした手続を取るということを前提としてやね、今のところ明確ではないかもしれんけども、ここで一応その人について喚問するということで議決すればいいんじゃないですか。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 立場があると思うんで、東京支社長というんならそういう支社長でいいですけど、そのミノさんはどんな漢字を書くんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 三の野原。

○1番（林下豊彦君） 三の野原ですか。分かりました。

でも、ここに名前はまだ載せるには不適切かなと、今の段階ではね。電話で確認取ったとしても、それはまだ不適切だと僕は思いますので。僕はこう思っているんですけど、本当に最終的には弁護士の先生の確認を取って間違いのないように進めていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうことですけども、20日の午前、それから午後、それぞれ清水組会長さんと三野さんということで、この方を前提として20日の日に喚問するという……

○8番（帰山明朗君） 委員長よろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 手続の問題だというふうに思っています。

それで、あと今、菅原委員も今おっしゃったように、20日に呼ぶには、やっぱり5日前に証人喚問の書類が届いてなあかんので、その上申書等々を出してて、15日の委員会で決めるんでは日程的に間に合わないだろうという御意見の中で、今いろいろと悩んでいらっしゃると思うんですが、今、幸いにしてというか、本会議中でありまして、例えば今、三田さんと言われたのが三野さんの言い間違いだったということが、書面的にきちっと手続上問題ないということが確認でき次第、例えば本会議終了後であっても、短時間だろうと思うんです、その部分の確認と、その部分の中で何日に呼ぶという決議するのは。それが例えば、今日6日ですから9日の本会議終了後にできるのであれば、お手数かもしれませんが、100条調査委員会を開催して、その部分の上申書の確認と議決

だけをするということであれば、9日の日に議決をして、すぐさま出頭要請書を議長にお願いして出していくということも可能だとも思うんですが。

正直言うと、上の名前も下の名前もはっきりしない、もしくはその会社の所属もあんまりしないままに、ここで言い間違いだろうということ、議決までしてしまうのには、それでいいんだろうかという思いはしています。そういったやり方というのは難しいんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応12日の午後からという部分で、一応協議会というような形でちょっと考えていましたけども。

○20番（菅原義信君） いや、そうじゃなしに、議決をせんと……

○委員長（丹尾廣樹君） いやいや、だからここも100条委員会のその議決の部分だけちょっと残すというような形で。

○20番（菅原義信君） いや、15日では間に合わんやろうで。

○委員長（丹尾廣樹君） 12日。

○20番（菅原義信君） あっ、12日。

○委員長（丹尾廣樹君） うん。どうでしょうか。

○8番（帰山明朗君） 12日に委員会を開くということ。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○8番（帰山明朗君） 日程については、あちらの書類が出てこないとあれなんですけど、12日に……。

本会議もありますけども、本会議終了後ということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。だから12日は午前中、本会議があるということで、午後のときに、その部分だけというような形になろうかなとも思いますし、今日の、全て今の決議ができるかどうかちょっと自信がないんで、その部分に12日も100条調査委員会の日程を入れたいなど、このように思いますけど、よろしいでしょうかね。

なら、そういうような形で、取りあえず20日の昼の部分については、もうここで確定するというので、取りあえず20日の午前中の部分については、清水組の会長さんということで、賛成の挙手を求めたいと思います、喚問の。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 15日には、お二人はさっき挙手していただいたんですけど、20日の部分の午前中について、清水組の会長さんということで、ここの部分だけ挙手をお願いしたいと思います。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員です。ならそういうことで決まりました。

それで、先ほどもちょっと言いましたけど、昼からについては12日の100条委員会にて、最終的に決めたいと思います。

○10番（奥村義則君） 委員長、何時からですか。12日、昼の何時からですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 1時半。

○20番（菅原義信君） 1時半からはちょっと何か無理みたいやで。  
（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 無理。

○20番（菅原義信君） 昼から1人質問者があるんやて。

○委員長（丹尾廣樹君） ああ、そっか。  
（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） それなら3時にしますか。

なら、あわせて、次に、証言を求める事項についてでございますけれども、今ほど決議いただきました証人に対する尋問事項についての協議となります。これにつきましては、証人に出頭を求める際には、尋問当日にどのようなことに関する証言を求めるか、あらかじめ通知していくことが必要となります。

玉邑市議会議員に対する証言を求める事項については、第3回委員会にて、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項ということで決まっておりますので、今ほど決議された堀田氏とそれから清水組の会長に対する証言を求める事項について協議を一括してやりたいなど、こんなふうに思うところでございます。御意見をいただきたいと思いません。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 基本的には、森川証人から今日質問を聞いた内容について、森川氏が伝聞で聞いたものに対して、その方から証言を求めることが主になったと思いますが、森川証人に出頭要求するときの事項としては、何と何を挙げたかについて、ちょっと改めて確認だけさせてもらえると助かります。事務局のほうからでも。

○議会事務局長（九島 隆君） 今ほど各委員お持ちの尋問時発言記録表の黒塗りの四角に書いてありますようとおりでございまして、1つ目が公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について、森川氏に関しましては、2つ目としまして告発文等の内容について、この2項目でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうしますと、基本的には今日森川証人からお伺いしたところによりますと、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発文を作ったときにも、次に呼ぼうとされる証人と共に作ったというふうに言われておりますし、そして、前回の2つ目の大きなところ、告発文の内容についてという部分についても、大きなくくりでいきますと、この内容の様々な部分で、次に呼ぼうとする証言から聞いた、もしくはそういう発言があったからそう思っているって言われましたので、大きな項目については森川氏のものと同様でいいのではないかとも思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

私も一応この部分というのは、大きなくくりとしては堀田氏、それから清水組の会長、この方たちはこういうくくりで同じような形でいいと思っておりますけれども、ほかの方、いか

がでしょうか。何か意見ございますでしょうか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 特に神鋼関係の営業マンから聞いているというお話が回答であったかと思うんですけども、そのような部分に関しては12番、13番、14番、15番、16番、17番ぐらいかなというふうに思うんです。だから、このままのストレートにこういう形で出されたらどうかというふうに思いますけど。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今日の森川氏の尋問に対しての回答が、そういうような形になっていたと。営業マンから聞いたというような形になっているということも付け加えて送ったらどうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見ありますか。

ないようですので、終結いたします。

大枠では、今日の森川証人に質問した内容と同じではないかということであります。

そしてまた、具体的には、神鋼側の堀田さんについては、12から13、14、15、16、神鋼さんというような形で回答があった内容ですね、こういった部分が一応質問事項で森川証人が答えた内容も一緒に併せて送ったらどうかというようなことでした。皆さんも同じような意見でよろしいでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今日の進め方で確認したいんですが、例えば、今日の森川氏に、我々の手元資料ですと、1番から二十何番までの細かい質問事項をみんなで協議して、委員長が代表質問される内容はこういうこととということでしたよね。

それで、今、次の堀田さんと呼ぶときの中身について決めていくんですけど、出頭要求書に書く大きいものだけを今決議するというので、細かいところに関しては後ほどやるって聞いていたんですが、そういうことではないんですかね、今日は。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうことです。

○8番（帰山明朗君） 細かいところにはあまり踏み込まなくてもいいんですね、今の議論の中で。

○委員長（丹尾廣樹君） ただ、踏み込んだらどうかという意見がありましたので、そういう森川さんの回答がこうだったというようなこととお知らせしたらどうかというようなことがあったんで、ちょっと言いました。大きな内容については、皆さん、帰山委員の意見と同等だと思われるように——意見はなかったわけですけども、そういったことです。

では、一応、大枠としてはこの2点を挙げればよいということよろしいでしょうか。

これは清水組の会長さんも、この大枠で挙げればいいんじゃないかというところよろしいでしょうか。はい。

では、証人の堀田さんと清水組の会長さんにつきましては、今の大きな枠としてはこの告発についてということで、近畿中国四国事務所への告発についてと、告発文などの

内容についてというくくりで質問していききたいなど、こんなふうに思います。よろしいでしょうか。では、そのことについて……。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほど三田さんとか三野さんという話がありましたけど、この堀田さんについても、もうちょっと名前とあれを共有したいなと思うんですけど、職業というんか。先ほどの森川さんは堀田さんっておっしゃっていましたが、その共有するにはどうしたらいいですかね。名前、お仕事。

○委員長（丹尾廣樹君） その内容につきましては、一応、奥村委員は名刺を持っておられる。

○10番（奥村義則君） 私、先ほど森川さんにも堀田さんのこと、フルネームということで、私のほうから堀田哲三さんですねと。そして、会社名はアサヒテクノフォート株式会社、代表取締役という発言もしております、既に。それで間違いないですかということで伺っていますので。

○1番（林下豊彦君） アサヒテクノフォート。

○10番（奥村義則君） テクノフォート。

○1番（林下豊彦君） ホリタ…、ホッタさん。

○10番（奥村義則君） ホリタテツゾウさん。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ……（マイク不通）……公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発についてという内容と、告發文などの内容についてということで、この堀田さんとそれから清水組の会長についての出頭を求め、証言を求める事項については、この大枠でお願いするということに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 全員賛成ということであります。よって証言を求める事項については、今挙げた2点といたしたいと思います。

次に、証人喚問の時間と場所についてですが、前回、第3回委員会にて次回の第5回委員会は12月15日と決まっておりますと。玉邑市議会議員については9時半からとし、堀田氏については午後1時半から、会場はここ全員協議会室と考えておりますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。出頭を求める日時および場所については12月15日午後1時30分から、会場はこれまでと同様に全員協議会室とすることに賛成の……

○10番（奥村義則君） 委員長、15日9時半からでしょう。

○委員長（丹尾廣樹君） いえいえ、9時半は決まっているんで、今度1時半からについては堀田氏に。会場はこれまで同様に全員協議会室とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。よって、出頭を求める日時および場所については、12月15日午後1時30分から、会場はこれまで同様に全員協議会室とすることに決しました。

そして、清水組の会長についてでございますけれども、会長については12月20日の午前9時30分から、会場はここ全員協議会室と考えておりますが、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。出頭を求める日時および場所については、12月20日火曜日午前9時30分から、会場はこれまで同様に全員協議会室とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。よって出頭を求める日時および場所については、12月20日火曜日午前9時30分から、会場これまで同様に全員協議会室とすることに決しました。

ここで、午後の三野氏につきましては、12月12日の100条委員会で決したいと思えます。

それと、記録の提出を求める必要があるということについての御意見が、ここであれば求めたいと思えます。

記録については、5日以内ということになりますので、逆算しますと、最終決定というんですかね、12月12日の決定では、20日の喚問分につきましてはできませんが、15日の喚問につきましては、できれば今日、その記録の提出を求めるような場合、協議いたし、採決していかなければならないんですけども、その点について何かございますか。

奥村委員。

○10番(奥村義則君) 先ほども発言させていただきましたけども、11月28日か29日の、そのときの市長と清水組社長との電話のやり取りのテープ、それを持っていますかということ、持っていますというようなことでありました。それで、提出に関してもちょっと発言させてもらったんですけども、森川氏が帰る前に、実はもう反訳もしてありますと。必要とあればいつでも提出させていただきますというお話でありました。

ですから、それは順番を踏んで、議長のほうから提出を求めていただきたいなというふうに思いますし、もう一点、要求水準書案というものが公告前に、一部業者に渡っていたんでないのかなというような話をさせてもらったら、そうでしたというような話もありましたので、それも併せて提出を求めたいというふうに思います。

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにございますか。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 記録の提出を求められるのかどうか分からんのですけど、皆さんと御相談したいのが、例えば今日の証言を求める質問事項の15番、「昨年10月に施設組合より発表された要求水準書には、『神鋼環境ソリューション』側からの提案した内容は何ら反映されませんでした」とあるが、具体的にどの部分が反映されなかったのか。」

については、詳しいことは分からないと森川証人はおっしゃられて、これは神鋼の営業の方から聞いたんだということ。それで16番の部分、資料の改ざん、何か所もということ森川氏が公取に出された文書の中で指摘されたけど、具体的にどこがどのように改ざんされていたとかという部分についても確認したいという質問に対しては、詳しくは知らないんだと。これも神鋼の営業の方から聞いたんだということでありました。

そうしたことなんかを、こちら側である資料のどこの改ざんがあったのかということを示していただくことが難しいのか、逆に、こちらが資料を持って行ってどこが違っていたんですかという聞き方をするのかどうか分からないのですが、事前に要求水準書自体がそうしたことであるのが、要求水準書案とまた実際のここで指摘されている要求水準書というのが違うのであれば、その部分と、その部分にアンダーマーカーでもしてもらって出してもらえば非常に分かりやすいとは思いますが、こうした記録を求めることが可能なのかもちょっと分からないものですから。そう思っています。

同様に、組合議会の資料には不適切に何か所も改ざんと書いてあるんですが、これもどの資料のどの部分が不適切に何か所も改ざんされたのか、資料の名称なども分かれば、その場の証言でもいいんです。証言をいただいた後に資料確認してもいいんですが、事前に確認できるのかもちょっと分からないのですが、ちょっと何かそこが悩ましいなと思っていますので。ごめんなさい、あんまりはっきりとした意見でないんですが。

○委員長（丹尾廣樹君） 私は、この資料の改ざん部分とか、こういうことは、あったかなかったか分かりませんが、やはり相手があって、それを見てそういうふうにしたのではないかなと思われま。

一応、その部分については、私なりにちょっと考えてみたんですが、公表された内容というのはあります。例えば、8月10日の分の、いわゆる業者に対しての公表文というのはあります。これはインターネットでも入っていますので、これを見ていただければ分かると思うんです。その後、やっぱり公告されたというのは、令和3年10月18日に公告されました。それについては、また資料として皆さんの手にも入っていると思いますし、インターネットでも入っておると思います。その間のちょっといろんな訂正がございました。もう短期間で訂正がありました。だから、その訂正について、組合のほうに、その訂正はどんなにかという部分については、組合のほうははっきり出していたのが、私が請求した赤字と青字の訂正書であります。

だから、またそこらの部分も事前に研究しながら、またやって、質問の中にも入れていただけたらいいかなと、このように考えた次第です。

以上です。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうすると、施設組合の資料には不適切に何か所も改ざんされた形跡があるがということの改ざん箇所というのは、委員長が事前に請求されたこの資料の中にそれがあつたということ、委員長はおっしゃっていらつしやるんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、公表されたものというんか、だから改ざんを見るのか、

それとも正確にこういうふうにやったんだと見るのか。

だから、いわゆる最初に公表された水準書というんか、そういった公表されたものがあります、8月10日の分で。それから次に出てきたのが、いわゆる公告内容。だからこの間に、それは途中途中で資料を組合側に聞いたり、こんなことをしていれば、そのときのことは分かるとは思いますが、こちらのほうからこちらのほうへ訂正というのは、それはもう水準書はいいようになぶるわけですから、いいように訂正して行って、よくしていくわけですから、ここらのところでの、やっぱり説明というのは一々あったわけではないですから、これを改ざんから見れば改ざんになるんかなど。変わってきているということについて説明を、例えば、いいように変えたんじゃないかという見方もあるし、いろんなことが考えられるんですけど。現実には参考資料としてはそういったものがあるし、あとは組合の技術の方とかね、そういったところに聞かなきゃいかんと思いますけど、一つの参考として、こういったものを見て研究もなさたらなと思いましたんで、これを取らせていただきました。

○8番（帰山明朗君） 委員長おっしゃるとおりで、この資料を求めていただいて、僕自身もこれ見ながら確認していただいていますし、組合議会の中にここ数年おりますので、この入札に係る資料なんかもたくさんありますけれども、正直言うとこれが2冊、3冊とあるぐらい、やっぱり入札関係のものでもありますので、もし事前にこの資料のここが改ざんされた箇所だよということを証言者の方に、証言者の方にお尋ねするわけですから、証言者の方に事前にこの資料のここをというふうに言っていただくと非常にスムーズであるという思いであります。

全て入札関係の資料を持ってきて、それで話があったとき、それをひもとけばいいんだろうとも思うんですけども、そうした意味です。要求水準書についても、かなり分厚いものでありますので、それについてもどこがこうだということを事前にお示しいただくことができれば、予習もできるのかなという思いではいしましたが。委員長がおっしゃることで、それは難しいということであれば、そうしたことだろうというふうに理解しました。

○委員長（丹尾廣樹君） そしたら今、奥村委員からテープの件と、それから要求水準書のその部分、この2つについて資料として欲しいというようなことでしたので、これについては皆さん了解していただけますでしょうか。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） オタ建設さんは、先ほどその資料をもらったということで、逆に今日の喚問のときにその資料を事前に出しておいてもらえば、なお分かりやすかったんだろうと思うんですけども、次の証人喚問する企業にも渡っているかどうかは分からないということですか。もう行っているんですか。

（発言する者あり）

○8番（帰山明朗君） それでしたら、この際、森川証人にはお手数ですけども、今奥村

委員おっしゃることは本当にそのとおりだと思いますので、要求水準書は出していただく。それで清水組さんのほうにも渡っているのであれば、それは事前にもらったということであれば、もらっているものを出していただく。

それで、あと、堀田さんに対しても、もらっているのであれば出していただく。出さないということはもらっていないということになりますので、その確認も取れますので。

そうすると、今度の証人が持ってない資料に基づいて聞くわけにもいきませんし、それもやり方としてはいいのかなと、今お話を伺いながら思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、記録の提出については、奥村委員の案について、出していただくということで賛同していただけますでしょうか。

○1番（林下豊彦君） 何を賛同するのか、もう一回ちょっと確認してください。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員がテープということで、反訳する前のテープというのか、そういうようなことと、要求水準書案という、途中で漏れていたんではないかというように、こういうものがありますよということで、その現物を提出していただくということでございます。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） だから、今の言ったのは森川氏に要求水準書案をもらう、それから、テープについても森川氏に請求すると、こういうことでございます。

江端委員。

○2番（江端一高君） テープに関しては、よく分かりました。要求水準書案が漏れていたというのは、例えばその入札がもう既に終わっておりますので、荏原さん側に漏れていた資料を森川さんに求めるということですか。どういうことでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 要求水準書案というのは、森川氏が持っていたんです。森川氏が持っていたんです。それは、清水組のほうからコピーしたものをもらったのかなというふうに思います。これに関しては、神鋼さんがもう入札に応じないという前の段階のことやろうと思うんですわ。私もそういうふうに思っているんですけども。その辺に関しても、いずれにしてもそういう案が一部の業者に公告前に出ているということ自体がもうこれおかしなことなんで、そういうことで、事実として、そういうようなものの提出を求めるということです。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうようなことで提出を求めるということでございます。

このことに対して賛成という方について。

○1番（林下豊彦君） それぞれ挙げたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 一つ一つ。テープについて。

○10番（奥村義則君） いやいや、反訳したものは持っているわけですから、いつでも出しますよって言っているわけですから。

○委員長（丹尾廣樹君） 反訳書やね。

（「両方です」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） テープと反訳やね。

テープと反訳書の提出について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員でございます。それでは、提出していただくことにいたします。

それから、森川氏がお持ちの要求水準書案について、記録の提出を求めることに賛成の方……

○8番（帰山明朗君） 今度、証人喚問する証人から持っているんであれば出してもらうのが一番分かりやすいと思いますので、先ほど奥村委員もおっしゃっていた森川証人は清水組さんからその水準書案の書類をもらったんであれば、清水組さんのほうに求めて出していただくのが、今度証人喚問する上でも、その書類を出された方にその書類についてお尋ねすることができるので、もしお持ちであるというなら、そちらに求めたらどうでしょうか。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 資料として、こんな形だということで提出してもらおうと。清水組さんから回ってきているということですけども、この要求水準書案という部分について、記録の提出を求めたいと思います。

これについて賛同……

○8番（帰山明朗君） 誰に対して。

○20番（菅原義信君） 3者に聞いてみたらいいんや。あるんだったら出してほしいと。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川氏が持っていらっしゃるというんだから、清水組から……。

○8番（帰山明朗君） いいんですけど、森川氏が持っていらっしゃったとして、もらって、清水さんであったり、次お見えになる堀田さんなんかにそれを尋ねるのもいいんですが、そうすると、その書類の持ち主ではない前提になりますので、この書類に書いてあるこれですけれどもって言ったときに、その書類についてあんまり把握されてないとうどうしようもないので、まず聞かなあかんのは、この文書について承知していらっしゃいますかというところから聞かなあかんことになるんだろうと思うんです、別の方から出してもらうと。だけど、証人自体がその記録の提出者であるならば、そもそもその記録の内容について聞いていけばいいということになりますし、お持ちでないんであればお持ちでないということが分かるということですので、この際ですので記録……

○委員長（丹尾廣樹君） 清水組さんに。

○8番（帰山明朗君） いや、堀田さんにも求めてもいいだろうと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） では、3人に請求するというので、そういうようなことで記録の提出を求めようと、このことについて賛成の方について、挙手を求めます。

（挙手多数）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手多数であります。これで記録の提出を求めることにつきましては、3点ですね。テープとその反訳書、さらに要求水準書案というような形になり

ますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上で本日の協議事項は全て……。

事務局長。

○**議会事務局長（九島 隆君）** 今の記録の提出請求なんですけれども、100条委員会のほうで、提出期限につきましても議決が必要になりますので、お願いいたします。

○**委員長（丹尾廣樹君）** それでは、提出期限ということでございますので、今日は6日ですので、12日か13日までやね。

それでは、提出期限ですけども、12日に間に合うようにということであれば、5日前だから……。

（発言する者あり）

○**委員長（丹尾廣樹君）** ぎりぎりやね。先方もございますので、一応、どうですか12日……。

奥村委員。

○**10番（奥村義則君）** 先ほど、森川さんはいつでも提出するって言っていたんで、今は森川さんに関しては、今の3つ、すぐ入ると思います。

あと、清水組の会長さんと堀田さんに関しては、ちょっと時間がかかるかも分かりませんが、できれば12日に間に合うように手配をしていただきたいなというふうに思います。

○**委員長（丹尾廣樹君）** 求めるものは同じというようなことで、12日までに求めるということではよろしいでしょうか。

森川さんのほうからはすぐにでも提出するというようなお話ですので、そういった形で12日に役立てれば、それにこしたことはないの、一応12日までというような形でどうでしょうか。12日必着と。12日必着か、そういうことやね。9日までというんか。

（発言する者あり）

○**委員長（丹尾廣樹君）** 12日まででよろしいでしょうか。はい。

なら、それで決めたいと思います。よろしいかね、12日。

それでは、以上で本日の協議事項……

○**20番（菅原義信君）** それでいいかって、議決せんと。

○**委員長（丹尾廣樹君）** それにつきまして、皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

（挙手多数）

○**委員長（丹尾廣樹君）** 賛成多数ということで、12日までということで決しました。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

委員におかれましては、あと何かございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（丹尾廣樹君）** ないようでありますので、以上で、第4回100条調査特別委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

閉会 午後 5 時20分